

令和5年度 第1回大阪府消費者保護審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

■日時 令和5年9月19日（火）午後2時から午後4時まで

■場所 大阪府立男女共同参画・青少年センター 5階 大会議室2

■出席委員 （会場） 赤松委員、安孫子委員、岡崎委員、笠原委員、高原委員、
藤本委員、岡本委員、中浜委員、中村英子委員、
中村夏美委員、名越委員
（ウェブ）川和委員、雪委員、高田委員

（計14名）

■議事内容

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第1回大阪府消費者保護審議会を開催させていただきます。本日は御多忙のところ委員の皆様にはお集まりいただき、誠にありがとうございます。会長を選出までの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、本年9月1日から令和7年8月31日までを任期として、委員を委嘱させていただいたところでございます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会はWEB会議と併用して実施いたします。リモートで御出席されている委員の皆様におかれましては、御自身の音声聞こえないようにミュート設定をお願いいたします。また、意見交換の際に御発言がある場合は挙手いただき、順番に指名させていただきますので、指名されたときにミュートを解除して御発言をお願いいたします。また、会場出席の委員におかれましては、御発言の際はマイクを使用させていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。

（各資料を確認）

次に、会議の開会にあたりまして、大阪府消費生活センター所長の岡本より御挨拶を申し上げます。

○岡本所長

皆様、こんにちは。大阪府消費生活センター所長の岡本でございます。委員の皆様には、本審議会の委員に御承諾をいただきまして、日ごろから大阪府の消費者行政の推進に御支援、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は大変お忙しい中御出席いただき重ねて御礼申し上げます。本日はWEB会議と併用して開催させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は消費者保護に関する施策を担当する知事の付属機関といたしまして、昭和 46 年に設置され、学識経験者、消費者の代表者、事業者による委員の皆様で構成されております。これまで消費者基本計画の策定を始め、大阪府の消費者施策推進のため幅広く御審議をいただいております。また、この審議会は、消費者教育推進法に基づく大阪府消費者教育推進地域協議会も兼ねており、消費者教育に係る審議もお願いしているところでございます。

本日は委員改選後初めての審議会のため、議題 1 で会長等の選出の後、議題 2 では本審議会に設置しています委員会、部会の御説明と委員の選出を行います。議題 3 では府の消費者施策の御報告と第 2 期消費者基本計画の重点取組、参考指標の取組状況につきまして、御説明をさせていただきます。その後、議題 4 では現在の第 2 期消費者基本計画の計画策定期間が令和 6 年度末まででありますことから、第 3 期大阪府消費者基本計画策定に向けたスケジュール等につきまして、御説明をさせていただきますので、御意見をいただければ幸いです。

限られた時間で盛りだくさんの内容でございますが、委員の皆様には幅広い視点から御意見をいただき、今後の施策に役立てて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

次に会議の成立について御報告させていただきます。本審議会の委員総数は 18 名でございます。本日は会場出席 11 名、WEB 出席 3 名の合計 14 名。過半数の委員の皆様にご出席いただき、大阪府消費者保護審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、本審議会は消費者教育推進地域協議会の開催を兼ねておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、委員名簿に沿って委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前を御紹介いたしますので、一言御発言をお願いいたします。

(各委員挨拶)

○事務局

事務局につきましては、配席図をもって紹介にかえさせていただきます。それでは次第に従いまして順次議事を進めさせていただきます。

議題 1、会長等の選出についてです。本審議会の会長につきましては、審議会規則第 3 条第 1 項により、学識経験者として任命された委員の中から委員の選挙により定めるとされております。会長の選出につきましては、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○委員

私からは、前任期においても会長として審議会を円滑に進行され、これまでの経緯も熟知しておられる藤本利一委員を会長に推薦させていただきたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。ただいま委員から会長に藤本委員をとこの御推薦がございました。皆様、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。藤本委員におかれましては御承諾いただけますでしょうか。

(藤本委員了承)

○事務局

ありがとうございます。それでは、藤本会長は会長席の方に御移動をお願いします。藤本会長一言御挨拶いただきますと幸いです。

○会長

ただいま御紹介いただきました、藤本でございます。今期につきましても、皆様の御支持、御支援を得て、会長を務めさせていただきたいと思っております。大変未熟ではございますけれども、皆様の御助力を得まして、審議会を適正かつ円滑に進めていきたいと思っておりますので、ぜひ御協力のほどお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございます。それでは以後の進行につきましては、藤本会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○会長

それでは早速進めさせていただきます。まず、会長代理の指名についてであります。審議会規則第3条第3項に会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されておりますので、私から会長代理の指名をさせていただきます。会長代理は前回に引き続きまして、高原委員にお願いしたいと思います。

○事務局

ただいま藤本会長の方から高原委員を会長代理にとの御意見がございました。いかがでございましょうか。高原委員、御承諾いただけますでしょうか。

○高原委員

前期に引き続きまして、微力ながらどうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは恐れ入りますが会長代理席の方へ御移動をお願いします。それでは会長をお願いします。

○会長

ありがとうございます。ぜひ今期もよろしく願いいたします。

それでは、続きまして議題2 消費生活苦情審査委員会及び自主行動基準検討部会について審議に入ります。審議会規則第6条第1項により審議会に設置することとされておりす。消費者生活苦情審査委員会につきまして、事務局から説明をお願いいたします

○事務局 資料1について説明

○会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問等がありましたら、お願いいたします。

○委員

臨時委員10名ということですが、運営の回数からしても数が少ないので6名にしぼっていただけたらと思います。

○事務局

それに対応したいと思います。ありがとうございます。

○委員

以前よりは少し動きが緩やかになっていると思います。コロナのせいもあるし、他にお忙しいこともたくさんあると思いますが、動かすのであれば、そろそろ一回動かさないとだんだん段取りもわからなくなっていくと思います。

○会長

ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。事務局の方で人数の問題は大

丈夫ですか。

○事務局

委員がおっしゃった 6 名で御依頼したいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○会長

また、事件処理ですね。確かに前回は平成 30 年ということですので、そろそろ何か起こればコロナ明けでもありますし、対応させていただこうと思っております。ただ、あくまでも事件があつてですので、その点はよろしくお願いします。

それでは、消費生活苦情審査委員会の御説明につきまして、他の委員からよろしいでしょうか。

では、消費生活苦情審査委員会につきましては、審議会規則第 6 条第 2 項に委員会に属する委員等は会長が指名する。また、同条第 3 項に委員会に委員長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから会長の指名する委員をもって充てるとされておりますので、私から委員会に所属いただく委員を指名させていただきたいと思ひます。

赤松委員、高田委員、高原委員、雪委員長、名越委員にお願いいたします。また、委員長につきましては、高原委員にお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは各委員の方々、よろしくお願いします。次に審議会規則第 17 条に基づく自主行動基準検討部会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料 2 について説明

○会長

ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは自主行動基準検討部会ではありますが、審議会規則第 17 条第 1 項に審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができるとされております。先ほど事務局から説明のありました、職務を担うため前期に引き続きまして、審議会に自主行動基準検討部会を設置することとさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。次に本部会に所属いただく委員につきまして、審議会規則 17 条第 2 項に部会に属する委員等は会長が指名するとされておりますので、私の方から委員を指名させていただきます。

赤松委員、川和委員、中村英子委員、新川委員をお願いいたします。なお、本日、新川委員は御欠席であります、事前に御承諾をいただいております。

また、同条第 3 項に部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てるとされておりますので、部会長につきまして川和委員をお願いできればと思っております。皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。担当いただく委員の方々におかれましては、よろしくをお願いいたします。ただいま委員会名簿を配布していただいております。御確認をいただければと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題 3 府における消費者行政の主な取組状況及び大阪府消費者基本計画の重点取組と参考指標の取組状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料 3、4、5-1~2、6 について説明

○会長

ありがとうございました。重要なポイントをわかりやすく整理して御説明いただきました。皆様からは御意見、御質問などあるかと存じますが、議題 4 の後にまとめて時間を設けてもらいますので、その際に頂戴できればと思っております。

続きまして議題 4 に移ります。議題 4 大阪府消費者基本計画第 3 期の策定に向けて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料 7 について説明

○会長

ありがとうございました。それでは、ただ今より第 2 期の取組、それからその結果、さらには第 3 期の策定に向けた方向性ということについて御説明があったわけですが、委員の

皆様からの御質問、御意見を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

第2期の取組は、これまでもやってきたわけですが、その説明もございました。具体的などのような取組をやってきたかということです。さらには第3期の計画策定をするにあたっては、やはり現状認識がすごく重要であろうかと思えます。そのあたり、各委員の御所属の団体での認識等でも結構ですので、ここに書かれているもの以外、御自由に御意見を賜ればと思っております、いかがでしょうか。WEBで参加していただいている委員の方からも、ぜひ御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員

最近、若い人達の傾向をみると、すごく簡単に大きなお金を手放してしまっています。副業やマルチまがいのもので、若者が、ぱっと大金を払ってしまうのを見た時に、お金の重みがわかってないのかなと思います。

以前は「うまい話はありません」と説明していたんですが、現実には、ごく一部の人には、うまい話も来ているので、「うまい話はない」というと、若い人から見たら嘘にみえてしまうかもしれません。「うまい話はあるけど、しもしもの私のところにも、あなたのところにも来ないんだ」という世の中の本当ことを、どこかに少しでも込められたらいいなという気持ちでいます。

それとの関係で、高校生で取り組んでいる消費者教育推進などは、どういうことを主に説明されているのですか。例えば、クーリング・オフというような法律の制度を教えているとか、流行っている手口を教えているとか、もうちょっと踏み込んだところまで伝えている等、現状を教えていただけたらと思います。

○会長

ありがとうございます。最後の質問については、事務局の方でお願いします。

○事務局

高校生向けの啓発につきましては大きく2点、大阪府の方で今年度実施しております。先ほどの資料3の5でご紹介させていただきました。まず1点目がSNS広告で、若者からの相談が特に多い副業やエステに関するトラブルの事例を15秒間の動画で紹介させていただきました。今回の動画につきましてはスキップ可として放送したところ、17万9000回が完全再生されました。50%が完全再生されていたので、高校生にもある一定届いたと考えております。

2点目が甘い誘いにご用心というリーフレットを今年度も作成しています。今の高校生が本当に被害に遭っているようなエステやネットワークサービス等の事例を実際に入れて高校へ配付して啓発をする予定です。今、お伝えしました甘い誘いにご用心につきましては、今年度版は現在作成中であるため、昨年度版を参考資料の中に綴じております。委員から御

指摘がありましたとおり、やはりクーリング・オフは大事な要素であるので、クーリング・オフができるということや、相談できる消費生活相談窓口があるということを知ってほしいということから 188 番と消費生活相談窓口の周知にも力を入れています。

○会長

ありがとうございます。

○委員

高校生や若者向けの指導も大事ですが、その高校生や大学生が 80 歳以上の超高齢者を狙ってお金をだまし取る悪質商法をしています。八尾市の相談窓口はほとんどそればかりです。私たちの団体も電話には出ないでください、ということや「録音中」と受話器のところにおいて悪質商法はお断りすることをお伝えしています。録音しますよと言ったら慌てて業者が切ることがあると知っていても、なおかつやはり電話に出られるんです。本当にどのように啓発をしたらいいのか。大阪府さんも取組をいっぱいされると思いますが、やはりペーパーレスもそうなんです、目に見えるところ、手に取りやすいところに高齢者の方の啓発グッズ等を置いていただいたり、また包括支援センターや高齢者施設で介護をされている介護施設の先生方やケアマネ等にいろいろと指導して教えていただいたり、悪質商法に引っかからないようにしていただければなと思っています。WEB を見てくださいや、インターネットでこのサイトを開けてくださいというのは、なかなか高齢者には難しいと思います。

資料 5 の 1 に令和 5 年度の当初の消費者サポーターの登録者数 145 名で、地域での見守りネットワークの設置とありますが、この 145 名の方は、それぞれのネットワークに分かれてどのような啓発をされているのかなという質問が一つ、資料 5 の 2 のところでは 65 歳以上の方は化粧品被害が多いです。若返りますよ、シワが取れますよ、そういう部分ではあると思いますが、やはり 75 歳、80 歳はカードが使われてます。水漏れしているから点検しますというような被害やオレオレ詐欺の被害がすごく多いです。やはり家族の名前をかたったり警察になりすましたりという部分でもすごく被害に遭われている。やはり 80 歳以上や 65 歳以上の方でここに出てきていない問題があるのではないかなと思ったりもします。

○会長

ありがとうございます。確かに、まずは若者については被害者という側面もあるんですけども、場合によって加害者側に回るという可能性があるということも踏まえての啓発を今後考えていかないといけないかもしれないですね。やはり若者と同時に、高齢者の問題等を、これまでずっと取り組んできたわけですが、御指摘があったように、必ずしも全てが顕在化しているわけではないという御指摘等も踏まえて事務局の方向かございますか。

○事務局

まず消費のサポーターの活動について御説明させていただきます。消費のサポーターにつきましては、大阪府で養成し、地域で高齢者の方が集まる集会等でリーフレット等を活用しながら、消費者被害や流行っている詐欺、悪質商法に気をつけてと説明するボランティア活動をしていただいています。まだ、なかなかネットワークに入っている活動というのが現状としてはできておりませんが、こちらのミニ講座につきましては、今年度大阪府としては55回ほど設定しています。このよう形で直接、高齢者の方にボランティアとして説明していただくような形が一番高齢者の方にはわかりやすいのではないかと活動をさせていただいている状況です。

○会長

今のお答えについて何か質問等ありますでしょうか、

○委員

やはり地域の気づきという部分でもっと中に入ってください、地域支援とか包括支援センターとか高齢者とか、そういう方にも、こういう事例があるということをお教えいただければと思います。高齢者には、認知症の方や耳が聞こえにくい方等いろいろな方がおられます。本当に高齢者の方の被害が多いので、御家族とのいろいろな話し合いも含めてどのように啓発したら良いのか教えていただきたいぐらいです。ポスティングもしていますし、警察とタイアップして街に出たり、スーパーやショッピングセンターに出かけたり、FM ラジオで啓発をさせていただいていますが、まさか私は引っかからない、こんなのはドラマの中の話という部分があるようなので、本当にこれからも啓発は継続してさせていただこうと思っております。また、いろいろと教えていただければと思います。

○会長

ありがとうございます。御指摘にあったように、確かに認知症の問題、高齢化とも切り離せないものでありますし、さらに ICT 化が進んでいきますので、それに対応できるような形での活動というのが求められるのであろうなと感じました。

それから先ほどの話に少し戻るんですが、最近の若者ですね。各委員の感触といたしますか、御自身のお子様でもいいんですけども、何か特徴や従来と違うというような話があれば、何か御意見いただけるでしょうか。

○委員

最近の若者のトラブルというのは SNS が入り口になることが多いことから、入口から怪しいと思わないパターンが非常に多いと感じます。インスタグラムの DM で出会い系サイトに引っ張られるとか、マッチングアプリで知り合った人からロマンス詐欺的な投資話に

もっていられる等、ここまでは以前からもあった話です。最近、私自身が驚いたのは、求人サイトにメールと電話番号だけあれば、1日だけお試しで仕事の求人が掲載できるというシステムになっているということです。まずはこんな副業がありますよとあって、大手の求人サイトだから安心してと紹介されて、応募したところ、怪しい仕事だったという、なかなか巧妙になっていると感じます。

それと私が高校に啓発に行かせていただくときは、学校の先生からの要望で一番多いのはやっぱり SNS のトラブルについてなんです。若者のマルチってというのは以前からあった話ですが、例えば、スライドにお友達からこんな誘いが来ましたよというような LINE の画面を見せて、みんなは断れますかって聞いた時に、なかなかキッパリ断れる人が少ない現状があるということです。事例を教えるのと、答えを教えることにつながってしまうので、どうやって考える力を持たすかというのが、1回きりの高校の授業ではなかなか厳しいと感じています。お金のことも借金してまでやるのはおかしいと思わないって聞いても、このぐらいすぐ元が取り戻せるよ、というような説明を受けると、信じてしまうといったところが多いようです。借金がらみの副業に限らずマルチ全体が増えているということがまず1点あります。これも以前からあった話かと思いますが、美医療に関しても本当にどうにかしないといけないと思います。毎月1万円ですら払えると言っても割賦の手数料を全然みていないとか、8年ローンを組ませているとか、結構ある話なので、大学生がこれだけの借金を背負うということをもう少し考えてほしいなと感じます。お金の教育が先か事例が先かというところが非常に悩ましいなと思っています。

○会長

ありがとうございました。顔のつながり方が私のような世代とは違うというのはありますよね。SNS 等でのコミュニケーションに負担を感じない、普通にマッチングアプリで友達を作っている感覚はちょっと超越しがたいものがあるなと思います。ただ、そこをきちっとフォローをした上で、こちらも包み込んでいかないといけないということを感じます。従来型のところもさらにといったところですね。ありがとうございました。

○委員

2つ質問させていただきます。まず1点目は市町村支援について策定の中にどのように盛り込んでもらえるのかということです。都道府県としては、いわゆる市町村を支援するという役割があるかと思います。大阪府は非常に広いということもありますが、きめ細かい市町村の支援を具体的にどのようにするかという視点が大切ではないかと思っています。

もう1点は即戦力となる消費生活相談員育成コーディネート事業の具体的な中身についてです。消費生活相談員の人手不足はどこも市町村でもあると思いますが、このあたりの施策をどのように盛り込んでいくのかというのを聞きたいです。

若者の消費者教育についてですが、現場に行くと先ほど言っていたような事例を

拝見します。丁寧に聴き取りをすると、やはり仕事や将来の自分の夢をあおられて契約してしまう子どもたちが多く感じます。自分への投資と前向きな気持ちですぐに取り返せるという気持ちがあるので、失敗したと気づいた時に、いかに消費生活センターに相談してもらおうかという視点が大切だと思います。教育の現場で駄目だよということばかりを言っていると逃げて行ってしまうので、いかに消費生活センターにつなぐかということが大切だと思います。

○会長

ありがとうございます。貴重な御指摘ありがとうございます。事務局の方からいかがですか。

○事務局

まず、市町村支援の盛り込み方についてですが、委員のおっしゃるとおり、大阪府の役割の一つとして、市町村で円滑な相談ができるように支援していく等の市町村の取組の支援が重要と考えております。これまでも市町村に対して研修等を行っていますけれど、次期計画につきましても、府としての役割を十分考えながら、市町村の支援に努めていきたいと考えています。それから、消費者庁でパイオネットというシステムの刷新を進めております。その中で市町村支援の方向性も都道府県としてまだまだ検討するものがございます。システムの中身も今後考えていきますので、引き続き皆様の色々な御意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

次に、即戦力となる消費生活相談員育成事業です。これも委員のおっしゃるとおり、相談員の募集をかけても応募がないということ由市町村から相談を受けております。その中でこの事業では、既に試験に合格して資格をお持ちの方で、現状どこの相談員もされてない一定の知識を持った方を対象に、相談現場で必要とされているスキルを身につけていただくという事業です。即座に現場で活躍いただけるように育成し、募集をかけている市町村を紹介するという事業をさせていただいております。ちなみに昨年度につきましては7名の相談員を育成し、5名の方が市町村で相談員として就職して御活躍いただいております。

あと、もう1点、どのようにして若者から相談してもらおうかという点でございます。若者が普段から親しみのあるSNSの広告等を使って、何か困ったときには消費生活相談があると188をアピールした広告を流しています。当然、学校教育の中でも知ってもらえるように、いろいろとお願いしています。それから、今年度は、先ほども申し上げたとおり、デジタルサイネージでも啓発をしております。若者の方に見てもらおうという視点を今後考えながら、力を入れていきたいと考えております。以上です。

○委員

ありがとうございます。

○会長

貴重な御意見、御指摘をいただきました。特にアクセスの問題は以前からありますけれども、これからも重要になってくるところだと認識を新たにいたしました。ありがとうございました。

○委員

3点あります。まず消費のサポーターについてです。今年度も実施されるということですが、何年間か継続して消費者サポーター制度というのは続けられるのかというのが1点です。

それから2点目は、今、高等学校等に在籍している人たちは学校教育の一環で消費者教育が受けられます。しかし、高校を中退してしまうという方も結構います。それから、高校を卒業して大学に進学しないで、すぐに仕事される方もいます。そうすると、自分自身でお金を稼ぐことにより金融教育の必要性が現実出てきます。例えば商工会議所さんが少しお力を貸していただいて大阪府消費生活センターと消費者教育を企業と連携していただければと思います。

3点目です。今、消費生活センターはSDGsの問題とかいろいろ言われました、消費者問題というのは、衣食住に関わってくるものです。今のところ何かだまされたとか、とられたというところだけが消費者問題のように捉えられているのがとても残念だと思います、非常に消費者問題は幅広く奥深いものがあります。例えば、食の問題については大阪府でしたら、食の安全推進課という専門の部署、環境問題についても環境農林水産部には専門の部署の方がそろっておられます。そういう方たちのお話を少し伺うと、やはりひとつの部署だけではなかなか啓発というのは難しい、消費生活センターと横につながって、色々な啓発活動をしていきたいとおっしゃっておられます。ぜひ大阪府がワン大阪府になられて、消費者教育をしていただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

併せて、高齢者と障がい者をひとくくりにしてしまう傾向があるかと思うんですけれども、こういう人たちのことを、今はあまり使われませんが、昔は社会的弱者という言葉で表現されていましたが、ぜひ障がいを持たれている方々への消費者問題というものにも、力点を置いていただけたらと考えておりますので、よろしく願いします。

○会長

ありがとうございます。非常に奥行きのあるお話でありました。事務局の方からお願いいたします。

○事務局

色々と御指摘いただきまして、ありがとうございました。まず、消費のサポーターについ

てですが、先ほどの説明の中で申し上げましたとおり、やはり高齢者に向けた啓発、地域における啓発というのは、すごく効果的と思っております。このサポーターの養成につきましては、もちろん予算の議論もございますし、私の一存では進められませんが、これからも取り組んでいきたいと考えています。

次に高校に在籍している人以外の若者ということで、資料6の真ん中、基本目標3消費者教育推進の(2)ライフステージに応じたというところの49ページ[3]で地域における消費者教育というところで、第2期計画の際にも高等学校と中退した生徒等への消費者教育の実施ということは重要な課題であるという認識をしていたところでございます。しかしながら、やはりそういった子達を集中的にケアするというのは難しいとの壁に当たっておりまして、そんな中でせめて高等学校以外するところで専修学校各種学校連合会さんの御協力をいただきまして、希望してくださった学校には啓発リーフレットを送ったり、講師派遣事業を行ったりという取組をしております。これにつきましても、また次期計画に向けまして、先生方の御意見もいただきながら、充実させていきたいなと考えているところでございます。

また、衣食住、幅広くわたるということで、このセンターとの横のつながりという御指摘がございました。私どもも消費者行政推進本部会議というのをつくっておりまして、横のつながりを持っているところですが、十分な連絡調整ができていないところもございます。また、次期計画の策定にあたりまして、より連携を深めていきたいなというところでございます。

最後、御指摘ありがとうございます。たしかに高齢者、障がい者とひとくくりにしてしまうことがないように、また、障がい者の方へ向けたサポートが十分にできていなかったところがあり、昨年度から高等支援学校に向けた教材を作成し、消費者教育が少しでも進むようにさせていただいております。また、これにつきましても、次期計画策定につきまして、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○会長

貴重な御指摘ありがとうございます。大学でも、我々、合理的配慮委員会もやっており、学生に寄り添いながら日々考えさせていただいております。WEBで御参加の委員の先生方でいかがでしょうか。御意見、御質問等ございますか。

○委員

本日は大阪府の取組がわかり感銘いたしました。パンフレットとか、それから政府がやっている取組に加えて、府の取組としていつでもいろいろな相談ができるというような体制がしっかり整えられていて、大阪府として非常に誇れるような体制ではないかと思ひ大変感銘を受けました。

私ども消費者法をやっている学者から言いまして、いろいろな相談事例について事例に

合わせた分析をさせていただきたいと思っています。先ほどの高齢者の方とか障がい者の方とかいろいろなタイプの方がおられるということだったのですが、高齢者の方々にはどのような相談があるとか、若年者の方々にはどのような相談があるのかというのは、恐らく統計を見れば、それなりにわかると思います。従来から消費者問題の事例はいろいろ出ていますが、私の関心事としては例えばインターネット技術の発展によりどのような事例が最近出ているかということ、それに対してどのような法制度を構築していくべきなのかということ、我々の研究会で日々考えておるところです。その中でも特に現代的な問題について事例を分析できれば大変ありがたいと思っています。というのは、我々の研究の中で、最近注目しているのは、いわゆる今まで脆弱な立場で支援しなければならないという消費者の類型があったことに加えて、このデジタルな社会において我々も全員が脆弱性にさらされているということです。絶え間ないダークパターンの攻撃によって我々が認識していないニーズが掘り出され、これはどうですかという形でオファーされ、それを見て何か買ってしまおうか、というような我々の意思表示そのものに介入した広告活動がなされているということが非常に顕著に表われています。従来の脆弱であると認識されていた皆様だけではなく、我々全員がインターネットにおいてその意思介入をさせられ、そしてダークパターンなどの技術、AI技術の革新によって、より全ての人間に対する脆弱性というものがさらされ、個体ニーズが作り出されているのではないかということについて、これからもそのような立場の方々に対する整備はもちろん必要で、おそらくやっていかなければならないと思います。

加えて、もしゆとりがありましたら、少し先走った議論で申しわけないのですが、例えばEUとかで盛んに議論しているAI技術による意思介入とか、プラットフォームに対する規制であるとか、そのような方向性も見据えた消費者教育というものを考えていただいているのかなという気がします。というのは、この後、消費者庁さんと打ち合わせがあり、そこでデジタルの脆弱性などについて意見交換があり、徳島の消費者庁さんも調査研究をやっておりますので一言だけ言わせていただきました。

大阪府の消費者教育、それから相談に対する取組に大変に感銘いたしました。今後どうか御教示のほどよろしく願いいたします。

○会長

アカデミックな観点から非常に最先端のお話をお伺いすることができましたので、これを含めて次期計画のほうに活かしていただきたいと思いますと思っています。ありがとうございます。

○委員

わたくしは、憲法と行政法を専攻しております、消費者法に関しましては特に専門ではないんですけども、例えば、事業者に対してどのような指摘をしてきたかということで自

分の専門の関係で何か貢献できればと考えているところです。

本日は初めて会議に出席させていただいたんですけれども、大阪府の取組について勉強させていただきまして、非常に多角的な観点から政策がされているということについて知ることができて、大変勉強になりました。

○会長

ありがとうございます。それではまだ御発言いただいていない方で御意見、御質問のあるかたいらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○委員

非常に議論が活発でおもしろかったと思っていますが、今後の方向性や第2期の集約も含めて、重点取組1に上がっている、「高校生に」というキーワードがあって、それを具体的にどうするという話が実はあまり出てきていないんですね。つまり、教育委員会と連携と書いてありますが、その教育委員会に働きかけるというような記述がめだっているような気がします。働きかけるというのは、ちょっときつい言い方をすると、無責任な言い方で、働きかけてダメでしたということもあり得るということではすまないと思います。やはり今はもう近々の課題として、今、目の前で成年年齢の引き下げが起こったことによって高校3年生が被害に遭うという目の前に危険があります。それに関しても働きかけだけでいいのかというところがあると思います。例えば消費者保護審議会に教育委員会の方がおられないというのは私としてはちょっと寂しく思います。

学校には指示事項というのがありまして、元々私も府立学校の教員なんですけれども、毎年4月にこの指示事項というのがやってきて、もちろんこれは学習指導要領というのが最大の指示事項なんですけれども、その次に大阪府の職員としてこの指示事項に従った形で業務を行うということが当然なんです。令和元年からこれが加わったところはありがたい限りだけれども、これを継続して自立してもらうように働きかけを行うというのは、やはりこれでいいのかという感じだったりもします。ですので、これはかなり込み入ったことですが、例えば、学習指導要領の改訂があって、実際に教科書のどの部分にこれは載っているのかとか、あるいは教員研修が実際どの程度教育センターで行われているのかとか、また、その教員の資質はどの程度なのかとか、いろいろな課題があります。やはりこれは重点取組の1として挙げられているからには、もう少し深くコミットして責任感を持って、教育委員会等と組み合って取り組んでいただきたいと思います。先ほどおっしゃられましたけど、やはりオール大阪というスタンスで、連絡会議があるということだけでなく、やはり具体的なコミットが期待される場所だと思います。

○会長

ありがとうございます。重要な指摘ではありますが、事務局の方からは現時点ですぐにとい

うことではありませんが、認識であるとか、見解であるとかがありましたら。

○事務局

先生からご意見を頂戴しました働きかけという表現につきましては、断定的なことができるように教育庁としっかり調整したいという趣旨です。また、教育庁の参画についてですが、第3期の計画策定に向けましては、教育庁に専門委員として参画してもらうように依頼しており、御内諾いただいておりますので、第2回からの審議会からは何らかの形で参加していただけるように依頼しておりますので、その点についてのみご報告させていただきます。以上です。

○会長

ありがとうございます。また貴重な御意見ありがとうございました。

今後、次期計画の策定に向けて進んでいきますので、各委員の御意見、御指摘をどしどしと出していただければ、もちろんできることとできないことがございますが、前向きに検討していきたいなというふうに思っております。

○委員

最近、日本大学において薬物の乱用ということが大きな問題になっております。「国によっては大麻を解禁している」という情報がネットで知らされることによって、学生が気楽に手を出してしまう危険な環境にあります。それがまた次、覚醒剤だとかにつながってってしまうのではないかと、内心ヒヤヒヤしているところです。実は近畿大学には、懇親会でお酒を飲まされ過ぎて亡くなってしまった学生さんがいまして、それ以来、近畿大学全体で1年生を中心に警察の方に来ていただいて、啓発のためのお話をさせていただいています。その中で、お酒の飲み過ぎは危ないよ、薬物はだめよというだけでなく、消費者教育のお話を地元の布施警察署の方にさせていただいています。先ほど188の「いやや」というお話がありましたけれども、これも話させていただいています。この講演会はズームで配信をしております。今年度は経済学部だけで700人近くが聞いております。近年、学生は新聞を読まない、雑誌も読まない、テレビもあんまり見ない、情報収集はネット頼みというご時世ですので、こういうまともな授業などでの啓発や、先ほど言われていたデジタルサイネージ等はずごく良いと思います。いろいろな形で学生の目につくような形で「いやや」や、もちろん薬物やアルコールも危ないよということも含めて教育していただいくとありがたいと思います。なお、大学コンソーシアム大阪でも薬物については会員大学の御協力をいただきながら、毎年アンケートを実施して、集計結果をホームページで公表しています。警察や大学コンソーシアムなど消費者教育とも関連のある機関の協力を得て、学生以外も含めた幅広い人に届くような方法を考えていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○会長

貴重な実例を御紹介いただきましてありがとうございました。薬物の問題なども慎重に対応していかないといけないなと感じました。時間が延びてしまいまして、私の不手際で誠に申し訳ございません。

○委員

提案ですけれども、ここで話せなかった意見が言えなかったときにメールで出せるようなシステムにしていいただいてもよろしいでしょうか。

○事務局

はい、大丈夫です。

○会長

それでは、貴重な御意見を多数頂戴しました。引き続き御協力を賜ればというふうに思っております。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。事務局へお返しします。

○岡本所長

本日は長時間にわたりまして、活発な御議論いただきまして、ありがとうございます。本日の御意見を、十分踏まえて第3期計画に生かしていきたいと思っております。第3期計画につきましては先ほど申しましたように、今年の12月を予定しており、その審議会からスタートという形になりまして、そこから非常にタイトな日程で、御負担をおかけしますが、御容赦いただければと思っております。来年の夏ぐらいに答申いただければなど思っておりますので、またよろしく申し上げます、本日はどうもありがとうございます。

○事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。